

平成20年版

報告書提出期間:平成 20 年1月1日～平成 20 年3月 31 日

有害物ばく露作業報告書の書き方

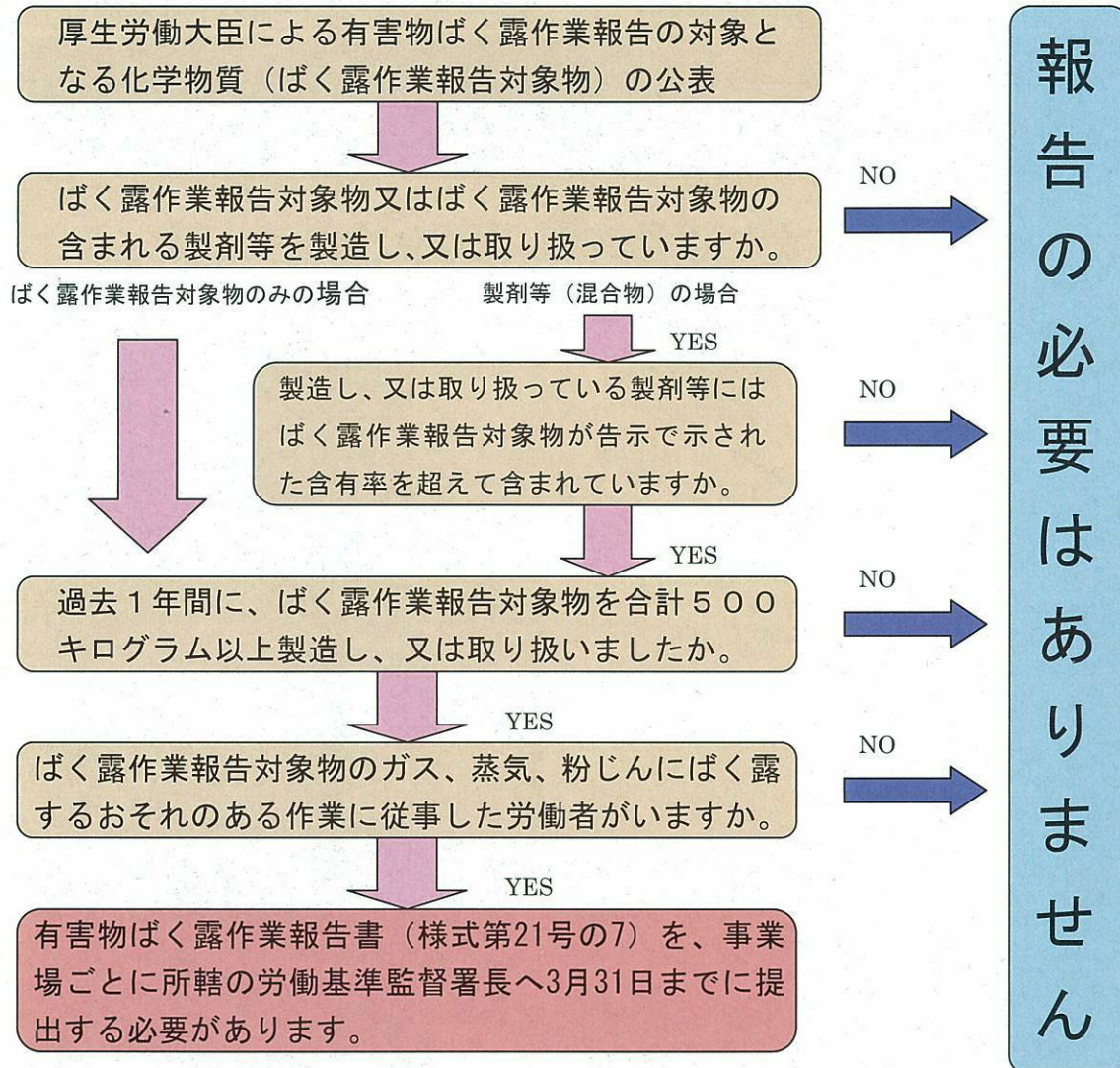
報告の対象となる物質が変更されました

The image is a composite of three elements related to chemical safety in Japan:

- Top Left:** A portion of a Japanese MSDS (Material Safety Data Sheet) form. It includes fields for "製品安全データシート (MSDS)" and "化学物質等の名称" (Name of chemical substance), with a sample name "〇〇〇〇〇〇〇〇". It also shows a company name "〇〇〇〇株式会社" (Company) and a phone number "03-1234-5678". A skull and crossbones hazard symbol is visible. Below this is a section for "有害物ばく露作業報告書" (Hazardous substance exposure work report) with a date field showing "8/20/01".
- Top Right:** An illustration of a worker in a full-body blue protective suit, a blue helmet, and a respirator mask. The worker is holding a clear plastic container and is positioned next to a large green tank with a vertical pipe and a green valve.
- Bottom Center:** An illustration of a man in a light blue polo shirt and light blue trousers, standing with one hand on his hip and the other holding a black sign that reads "MSDS" in white letters.

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

有害物ばく露作業報告の進め方



(注)・混合物を製造し、又は取り扱っている場合、その中に含まれているばく露作業報告対象物の量が500キログラム以上になったときに提出する必要があります。

- ・多種類のばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱っている場合には、それぞれの報告対象物ごとに合計量がそれぞれ500キログラム以上となったとき提出する必要があります。

前回の報告対象物、2, 3-エポキシ-1-プロパノール、塩化ベンゾイル、オルト-トリイジン、クレオソート油、1, 2, 3-トリクロロプロパン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、フェニルオキシラン、弗化ビニル及びプロモエチレンの10物質については、告示の改正に伴い、報告の必要がなくなりました。

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない含有率	主な別名	有害性情報 (発がん性評価、許容濃度等)	用途の例
1	アルファ, アルファージ クロロトルエン (98-87-3)	【35】 0.1%未満	塩化ベンザル、二塩化ベンジリ デン、(ジクロロメチル) ベン ゼン、ベンザルクロリド、ベン ジリデン=ジクロリド	発がん性 (IARC: 2A、 EU: 3)	農薬原料、塗料原料
2	イソプレン (78-79-5)	【42】 0.1%未満	2-メチル-1, 3-ブタジエ ン、ペーターメチルビビニル	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2)	合成ゴム原料
3	ウレタン (51-79-6)	【60】 0.1%未満	カルバミン酸エチル、エチルカル バメート	発がん性 (IARC: 2A、 EU: 2)	生化学用 【ウレタン樹脂 (ポリウレタン) は含まない】
4	2, 3-エポキシプロピ ル=フェニルエーテル (122-60-1)	【91】 0.1%未満	フェニルグリシジルエーテル、 1, 2-エポキシ-3-フェノ キシプロパン	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2) ACGIH: 0.1ppm	エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反 応希釈剤、樹脂安定剤、木綿等の 改質剤、分散染料の染色改良剤
5	オルト-アニシジン (90-04-0)	【119】 0.1%未満	オルト-メトキシアニリン、2- メトキシアニリン、オルト- アミノアニソール	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2) ACGIH: 0.5mg/m ³ 日本産衛学会: 0.1ppm (0.5mg/m ³)	染料中間体
6	オルト-ニトロアニソ ール (91-23-6)	【124】 0.1%未満	2-ニトロアニソール、オルト- ニトロアニゾール、1-メト キシ-2-ニトロベンゼン	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2)	有機合成、染料、医薬品の中間体、 ジアニシジン原料
7	オルト-ニトロトルエ ン (88-72-2)	【426】 0.1%未満	2-ニトロトルエン、オルト- メチルニトロベンゼン、ONT	発がん性 (IARC: 3、E U: 2) ACGIH: 2ppm	染料中間体、有機合成
8	2-クロロ-1, 3-ブ タジエン (126-99-8)	【155】 0.1%未満	クロロプレン、2-クロロブタ -1, 3-ジエン	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2) ACGIH: 10ppm	合成ゴム原料
9	4-クロロ-2-メチ ルアニリン及びその塩 酸塩 (95-69-2, 3165-93-3)	【162】 0.1%未満	4-クロロ-オルト-トルイ ジン、4-クロロ-2-トルイ ジン、5-クロロ-2-アミノ トルエン	発がん性 (IARC: 2A、 EU: 2)	
10	コバルト化合物(塩化コ バルト及び硫酸コバル トに限る。) (7646-79-9, 10124-43-3)	【172】 0.1%未満		発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2)	〈塩化コバルト〉 乾湿指示薬、陶磁器の着色剤、 メッキ、触媒の製造、保健用医 薬品、毒ガスの吸着剤 〈硫酸コバルト〉 コバルト塩の原料、蓄電池、メ ッキ、ペイント・インキの乾燥 剤、陶磁器の顔料、触媒
11	酸化プロピレン (75-56-9, 15448-47-2, 16088-62-3)	【194】 0.1%未満	1, 2-エポキシプロパン、メ チルオキシラン、プロピレンオ キサイド、プロピレンオキシド	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2) ACGIH: 2ppm	ポリエステル樹脂原料、ウレタン フォーム原料、塩化ビニル安定 剤、界面活性剤、合成樹脂原料、 顔料、医薬品の中間体、殺菌剤
12	ジアゾメタン (334-88-3)	【203】 0.1%未満	アジメチレン、ジアジリン、ジ アゾニウムメチリド	発がん性 (IARC: 3、E U: 2) ACGIH: 0.2ppm	フェノールあるいはカルボン酸 のメチル化剤
13	2, 4-ジアミノアニソ ール (615-05-4)	【207】 0.1%未満	4-メトキシ-1, 3-ベンゼ ンジアミン、4-メトキシメ ターフェニレンジアミン、3- アミノ-4-メトキシアニリ ン、2, 4-ジアミノフェニル メチルエーテル	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2)	
14	4, 4'-ジアミノジフ ェニルエーテル (101-80-4)	【208】 0.1%未満	4, 4'-オキシジアニリン、 4, 4'-ジアミノジフェニル オキサイド、ジ-4-アミノフ ェニルエーテル、4, 4'-オ キシビスベンゼンアミン	発がん性 (IARC: 2B、 EU: 2)	ポリイミド、ポリアミドイミド、 ポリアミド用原料、エポキシ、ウ レタン等高分子化合物の原料、架 橋剤
15	4, 4'-ジアミノジフ ェニルエーテル	【209】	4, 4'-チオジアニリン、4,	発がん性 (IARC: 2B、	

	エニルスルフィド (139-65-1)	0.1%未満	4'-チオビス [アニリン]、ビス (4-アミノフェニル) スルフィド	EU : 2)	
16	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン (838-88-0)	【210】 0.1%未満	4, 4'-メチレンビス (オルトトルイジン)、4, 4'-メチレンジーオルトトルイジン	発がん性 (IARC : 2B、EU : 2)	エポキシ樹脂、ウレタン樹脂用硬化剤
17	2, 4-ジアミノトルエン (95-80-7)	【211】 0.1%未満	4-メチル-メタフェニレンジアミン、メタトルイレンジアミン、2, 4-トルエンジアミン	発がん性 (IARC : 2B、EU : 2)	ポリウレタン樹脂原料、染料中間体
18	1, 4-ジクロロ-2-ブテン (764-41-0)	【252】 0.1%未満		発がん性 (EU : 2) ACGIH : 0.005ppm	
19	2, 4-ジニトロトルエン (25321-14-6, 121-14-2)	【272】 0.1%未満	1-メチル-2, 4-ジニトロベンゼン	発がん性 (EU : 2) ACGIH : 0.2 mg/m ³	有機合成、トルイジン、染料、火薬の中間体
20	1, 2-ジブromoエタン (別名EDB) (106-93-4)	【279】 0.1%未満	二臭化エチレン、エチレンジブロマイド	発がん性 (IARC : 2A、EU : 2)	加鉛ガソリン中の鉛の除去剤、耐水処理剤、樹脂・ゴム・ワックスの溶剤、薬品合成
21	1, 2-ジブromo-3-クロロプロパン (96-12-8)	【280】 0.1%未満	DBCP	発がん性 (IARC : 2B、EU : 2)	登録が失効した農薬
22	ジメチルカルバモイル=クロリド (79-44-7)	【290】 0.1%未満	ジメチルカルバミン酸クロリド、ジメチルカルバミルクロライド、ジメチルカルバミッククロリド	発がん性 (IARC : 2A、EU : 2)	カーバメート系殺虫剤、染料、医薬品中間体
23	N, N-ジメチルニトロソアミン (62-75-9)	【293】 0.1%未満	N-ニトロソジメチルアミン	発がん性 (IARC : 2A、EU : 2)	ロケット推進剤成分の製造中間体、有機アミンの反応副生物
24	ジメチルヒドラジン (57-14-7, 540-73-8)	【295】 0.1%未満		〈1,1-ジメチルヒドラジン〉 発がん性 (IARC : 2B、EU : 2) ACGIH : 0.01ppm 〈1,2-ジメチルヒドラジン〉 発がん性 (IARC : 2A、EU : 2)	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬品・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤
25	1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブルー1) (2475-45-8)	【353】 0.1%未満		発がん性 (IARC : 2B、EU : 2)	染料
26	N- (1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル) (2425-06-1)	【358】 0.1%未満	N- (1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ) -4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド、ダイホルタン、カプタホール	発がん性 (IARC : 2A、EU : 2) ACGIH : 0.1 mg/m ³	登録が失効した農薬
27	5-ニトロアセナフテン (602-87-9)	【420】 0.1%未満	1, 2-ジヒドロ-5-ニトロアセナフチレン	発がん性 (IARC : 2B、EU : 2)	
28	2-ニトロプロパン (79-46-9)	【427】 0.1%未満	イソニトロプロパン	発がん性 (IARC : 2B、EU : 2) ACGIH : 10ppm	溶剤
29	パラフェニルアゾアニリン (60-09-3)	【446】 0.1%未満	4-アミノアゾベンゼン	発がん性 (IARC : 2B、EU : 2)	
30	ヒドラジン (302-01-2)	【459】 0.1%未満		発がん性 (IARC : 2B、EU : 2) ACGIH : 0.01ppm	ロケット燃料

				日本産衛学会：0.1ppm	
31	フェニルヒドラジン (100-63-0)	【470】 0.1%未満	ヒドラジノベンゼン	発がん性（EU：2） ACGIH：0.1ppm	医薬、農薬の出発原料
32	1,3-プロパンスルトン (1120-71-4)	【492】 0.1%未満	1,2-オキサチオラン-2, 2-ジオキソド、3-ヒドロキ シー-1-プロパンスルホン酸 スルトン	発がん性（IARC：2B、 EU：2）	合成樹脂、繊維、塗料、染料、医 農薬の合成中間体
33	プロピレンイミン (75-55-8)	【495】 0.1%未満	2-メチルアジリジン、メチル エチレンイミン	発がん性（IARC：2B、 EU：2） ACGIH：2ppm 日本産衛学会：2ppm	
34	ヘキサクロロベンゼン (118-74-1)	【514】 0.1%未満	パークロロベンゼン	発がん性（IARC：2B、 EU：2） ACGIH：0.002mg/m ³	ゴム添加剤、防炎加工剤、ポリ塩 化ビニル可塑剤、殺菌剤
35	ヘキサメチルホスホリ ックトリアミド (680-31-9)	【517】 0.1%未満	ヘキサメチルリン酸トリアミ ド、リン酸トリス（ジメチルア ミド）	発がん性（IARC：2B、 EU：2）	溶剤
36	ベンゾ[a]アントラセ ン (56-55-3)	【533】 0.1%未満	1,2-ベンゾアントラセン、 2,3-ベンゾフェナンスレン	発がん性（IARC：2B、 EU：2）	
37	ベンゾ[a]ピレン (50-32-8)	【534】 0.1%未満	ベンゾ[def]クリセン、3,4- ベンゾピレン	発がん性（IARC：1、 EU：2）	
38	ベンゾ[e]フルオラセ ン (205-99-2)	【536】 0.1%未満	ベンゾ[e]アセフェナントリ レン、ベンゾ[b]フルオラン テン	発がん性（IARC：2B、 EU：2）	
39	メタンスルホン酸メチ ル (66-27-3)	【562】 0.1%未満	メチルメシレート、メチルメ タンスルホネート	発がん性（IARC：2A）	
40	2-メチル-4-(2- トリルアゾ)アニリン (97-56-3)	【582】 0.1%未満	ソルベントイエロー3	発がん性（IARC：2B、 EU：2）	
41	4,4'-メチレンジア ニリン (101-77-9)	【597】 0.1%未満	4,4'-ジアミノジフェニル メタン、4,4'-メチレンピ スベンゼンアミン	発がん性（IARC：2B、 EU：2） ACGIH：0.1ppm 日本産衛学会：0.4mg/m ³	エポキシ樹脂の硬化剤、染料中間 体
42	2-メトキシ-5-メ チルアニリン (120-71-8)	【600】 0.1%未満	パラクレシジン、5-メチル -オルト-アニシジン	発がん性（IARC：2B、 EU：2）	各種アゾ染料中間体、エオサミン B、コクシニンB、ジアミノファ ストバイオレットBBNなどの 中間体
43	りん化インジウム (22398-80-7)	【58】 1%未満		発がん性（IARC：2A） ACGIH：0.1mg/m ³ （イ ンジウム化合物）	InP 単結晶の原料
44	リン酸トリス（2,3- ジブロモプロピル） (126-72-7)	【626】 0.1%未満	リン酸トリス（2,3-ジブ ロモプロピル）、トリス（2,3- ジブロモプロピル）ホスフェ ート	発がん性（IARC：2A）	プラスチック難燃剤、繊維合成

IARC：国際がん研究機関の発がん性分類 1：ヒトに対して発がん性がある 2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある
2B：ヒトに対して発がん性の可能性がある 3：ヒトに対する発がん性について分類できない

EU：欧州連合の発がん性分類 2：ヒトに対して発がん性があるとみなされるべき物質
3：発がん作用を及ぼす可能性があるため、ヒトに対して懸念を引き起こすが、それについて十分なア
セスメントを行うための適切な情報が利用できない物質

ACGIH：米国産業衛生専門家会議のTLV（ばく露限界値）

日本産衛学会：日本産業衛生学会の許容濃度

【コード番号】・・・労働安全衛生法施行令別表第9に示す番号

82001

有害物ばく露作業報告書

日本産業分類の産業中分類業種名を記入すること。(備考4)

労働保険番号	00000000000000000000	事業場の名称	厚労
事業の種類	000	労働者数	00人
事業場の所在地		郵便番号 00	

同じ製剤名でも用途またはばく露作業の種類が異なる場合は改行して記入すること。

ばく露作業報告対象物の名称	用途	製剤等の製造量又は消費量	含有率	ばく露作業報告対象物の量	ばく露作業の種類	ばく露作業に従事労働者数
1 メッキ液	07	24.0t	25%	6.0t	46	8
2 シンナーA	04	12.0t	25%	3.0t	46	8
3 シンナーA	04	8.0t	25%	2.0t	41	4
4 接着剤B	10	10.0t	10%	1.0t	39	5
5						
6						

別表1より該当コードを記入すること。(備考7)

平成18年度1年間の製造量又は消費量を記入すること。また、同一生産工程で2以上の作業が行われる場合の製造量等は、それぞれの作業について該当工程の製造量等を記入すること。(備考8)

小数点以下2桁を四捨五入すること。
なお、四捨五入の結果、0.0tとなった場合は、「0.0」と記入すること。(備考10)

別表2の該当コードを選択して記入すること。例えば、スプレーガンによる塗装は46(吹き付け作業)、洗浄は41となる。(備考11)

00年0月0日

事業者職氏名 代表取締役 安衛太郎

00 労働基準監督署長殿

化学物質安全衛生データシート(MSDS)の含有率表示が20~30%の場合、 $(20+30)/2=25$ の計算結果を記入すること。小数点以下1桁を四捨五入すること。なお、四捨五入の結果、0%となった場合は「0」と記入すること。(備考9)

備考(抜粋)

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行うばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生法施行令別表第9の番号を記入すること。
- 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、前年度1年間の当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
- 「含有率」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲を
- 「ばく露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
- 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表2に
- 「ばく露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
- 「換気設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 局所排気装置の設置 2. プッシュプル型換気装置の設置
- 「ばく露作業報告対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 破碎しないペレット状の固体又は結
- 「ばく露作業報告対象物の温度」の欄は、取り扱い時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 摂氏50度未満 2. 摂氏50度以上100度未満 3. 摂
- 「ばく露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの1月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 20時間以
- 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 防じんマスク 2. 防毒マスク 3. 保護衣 4. 保護眼鏡 5. 保護手

厚生労働大臣が、告示した化学物質の名称（ばく露作業報告対象物）と安衛法施行令別表第9の番号（P2～4の【コード番号】参照）を右詰めで記入すること。（備考5）

2枚以上の場合は全部の枚数を書くこと。

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の製造及び取り扱いに係る報告の場合、「718」と記入すること。

複数の保護具を使用している場合、該当コードが小さい順に4種類まで記入すること。（備考17）

1年間の月平均従事時間を記載すること。複数の作業者の労働時間が異なる場合は、これを平均した値に対応するコード番号を記載すること。（備考16）

ペースト状の接着剤も液体に該当すること。（備考14）

：) 本社工場
0000) 00県00市00町0-0
電話000 (000) 000

コード 000 対象年度 (7:平成 元号 年度)

換気設備の設置状況 (右に詰めて記入する)	ばく露作業報告対象物の性状	ばく露作業報告対象物の温度	ばく露作業への従事時間/月	保護具の使用状況 (右に詰めて記入する)
1 2	3	1	3	2 3
1 2	3	1	3	2 3
1	3	1	4	5
2 3	3	1	4	2 4 5

複数の設備が設置されている場合、該当コードが小さい順に2種類まで記入すること。（備考13）

当該作業従事者及び発生源近傍のばく露の可能性のある作業者も加えた人数を記入すること。（備考12）



別表 1 :

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表 2 :

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め等の作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌(かくはん)、混練又は加熱の作業
50	その他

行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。

る区分に応じて該当コードを記入すること。

1. 全体換気装置の設置 4. その他)
とした顆粒状の固体 2. 粉末 3. 液体 (線粉又は液状混合物を含む。) 4. 気体
(100度以上)
月 2. 21~50時間/月 3. 51~100時間/月 4. 101時間以上/月)
6. 使用していない 7. その他)

労働安全衛生規則（抜粋）

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示 （労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等）

平成 18 年厚生労働省告示第二十五号（平成 19 年11月一部改正）

（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物）
第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

物	含有量(重量パーセント)
アルファ・アルファージクロトルエン	0.1 パーセント未満
イソブレン	0.1 パーセント未満
ウレタン	0.1 パーセント未満
二・三エポキシプロピルフェニルエーテル	0.1 パーセント未満
オルトアニシジン	0.1 パーセント未満
オルトニトロアニソール	0.1 パーセント未満
オルトニトロトルエン	0.1 パーセント未満
二クロロ一・三ブタジエン	0.1 パーセント未満
四クロロ二メチルアニリン及びその塩酸塩	0.1 パーセント未満
コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）	0.1 パーセント未満
酸化プロピレン	0.1 パーセント未満
ジアゾメタン	0.1 パーセント未満
二・四ジアミノアニソール	0.1 パーセント未満
四・四ジジアミノジフェニルエーテル	0.1 パーセント未満
四・四ジジアミノジフェニルスルフィド	0.1 パーセント未満
四・四ジジアミノ三・三ジメチルジフェニルメタン	0.1 パーセント未満
二・四ジアミノトルエン	0.1 パーセント未満
一・四ジクロロニブテン	0.1 パーセント未満
二・四ジニトロトルエン	0.1 パーセント未満
一・二ジブロモエタン（別名EDB）	0.1 パーセント未満
一・二ジブロモ三クロロプロパン	0.1 パーセント未満
ジメチルカルバモイルクロリド	0.1 パーセント未満

N・Nジメチルニトロソアミン	0.1 パーセント未満
ジメチルヒドラジン	0.1 パーセント未満
一・四・七・八テトラアミノアントラキノ ン（別名ジスパースブルー）	0.1 パーセント未満
N-（一・一・二・二テトラクロロエチル チオ）一・二・三・六テトラヒドロフタ ルイミド（別名キャプタフォル）	0.1 パーセント未満
五ニトロアセナフテン	0.1 パーセント未満
二ニトロプロパン	0.1 パーセント未満
パラフェニルアゾアニリン	0.1 パーセント未満
ヒドラジン	0.1 パーセント未満
フェニルヒドラジン	0.1 パーセント未満
一・三プロパンスルトン	0.1 パーセント未満
プロピレンイミン	0.1 パーセント未満
ヘキサクロベンゼン	0.1 パーセント未満
ヘキサメチルホスホリクトリアミド	0.1 パーセント未満
ベンゾ[a]アントラセン	0.1 パーセント未満
ベンゾ[a]ピレン	0.1 パーセント未満
ベンゾ[e]フルオラセン	0.1 パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	0.1 パーセント未満
二メチルー四（ニトリルアゾ）アニリ ン	0.1 パーセント未満
四・四ジメチレンジアニリン	0.1 パーセント未満
二メトキシ五メチルアニリン	0.1 パーセント未満
りん化インジウム	1 パーセント未満
りん酸トリス（二・三ジプロモプロピル）	0.1 パーセント未満

（有害物ばく露作業報告の対象及び期日）

第二条 事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
の間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄
に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、
又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄
に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、平
成二十年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報
告書の提出を行わなければならない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。